

山梨県指定居宅サービス等の事業に関する基準等を定める条例新旧
対照表（第一条関係）

新	旧
<p>目次</p> <p>第一章 略</p> <p>第二章 訪問介護</p> <p> 第一節～第四節 略</p> <p> 第五節 共生型居宅サービスに関する基準（第四十一条の二・ 第四十一条の三）</p> <p> 第六節 基準該当居宅サービスに関する基準（第四十二条―第 四十六条）</p> <p>第三章～第六章 略</p> <p>第七章 通所介護</p> <p> 第一節～第四節 略</p> <p> 第五節 共生型居宅サービスに関する基準（第一百三―第百 三十条）</p> <p> 第六節 略</p> <p>第八章 略</p> <p>第九章 短期入所生活介護</p> <p> 第一節～第五節 略</p> <p> 第六節 共生型居宅サービスに関する基準（第八十条の二・ 第八十条の三）</p> <p> 第七節 基準該当居宅サービスに関する基準（第八十一条― 第八十七条）</p> <p>第十章～第十三章 略</p>	<p>目次</p> <p>第一章 略</p> <p>第二章 訪問介護</p> <p> 第一節～第四節 略</p> <p> 第五節 基準該当居宅サービスに関する基準（第四十二条―第 四十六条）</p> <p>第三章～第六章 略</p> <p>第七章 通所介護</p> <p> 第一節～第四節 略</p> <p> 第五節 削除</p> <p> 第六節 略</p> <p>第八章 略</p> <p>第九章 短期入所生活介護</p> <p> 第一節～第五節 略</p> <p> 第六節 基準該当居宅サービスに関する基準（第八十一条― 第八十七条）</p> <p>第十章～第十三章 略</p>

附則

(趣旨)

第一条 この条例は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第四十二条第一項第二号、第七十条第二項第一号、第七十二条の二第一項各号並びに第七十四条第一項及び第二項の規定に基づき指定居宅サービス事業者の指定に係る申請者の要件並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

第二章 略

第一節～第三節 略

第四節 略

(心身の状況等の把握)

第十三条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を招集して行う会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

附則

(趣旨)

第一条 この条例は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第四十二条第一項第二号、第七十条第二項第一号並びに第七十四条第一項及び第二項の規定に基づき指定居宅サービス事業者の指定に係る申請者の要件並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

第二章 略

第一節～第三節 略

第四節 略

(心身の状況等の把握)

第十三条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（山梨県指定居宅介護支援等の事業に関する基準等を定める条例（平成二十六年山梨県条例第七十八号。第百六十四条第二項において「指定居宅介護支援基準条例」という。）第十五条第九号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(居宅介護支援事業者等との連携)

第十四条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者（第二十八条第三項第二号の二、第六十八条第一項及び第一百五十二条第二項において「居宅介護支援事業者等」という。）との密接な連携に努めなければならない。

2 略

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第二十八条 略

2 略

3 サービス提供責任者は、第二十四条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一・二 略

二の二 居宅介護支援事業者等に対し、指定訪問介護の提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。

三〜八 略

(不当な働きかけの禁止)

第三十五条の二 指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十八号）第二条第一項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。第六十四条第二項において同じ。）の介護支援専門員又は居宅要介護被保険者（法第四十一条第一項に規定する居宅要介護被保険者をいう。）に対して、利用者に必要のないサービスを位置付

(居宅介護支援事業者等との連携)

第十四条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者

との密接な連携に努めなければならない。

2 略

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第二十八条 略

2 略

3 サービス提供責任者は、第二十四条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一・二 略

三〜八 略

けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

第五節 共生型居宅サービスに関する基準

(共生型訪問介護の基準)

第四十一条の二 訪問介護に係る共生型居宅サービス（以下この条及び次条において「共生型訪問介護」という。）の事業を行う指定居宅介護事業者（山梨県指定障害福祉サービスの事業等に関する基準等を定める条例（平成二十四年山梨県条例第六十八号。以下「指定障害福祉サービス等基準条例」という。）第七条第一項に規定する指定居宅介護事業者をいう。）及び重度訪問介護（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下この条及び第百八十条の二において「障害者総合支援法」という。）第五条第三項に規定する重度訪問介護をいう。第一号において同じ。）に係る指定障害福祉サービス（障害者総合支援法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスをいう。第一号において同じ。）の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定居宅介護事業所（指定障害福祉サービス等基準条例第七条第一項に規定する指定居宅介護事業所をいう。）又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所（以下この号において「指定居宅介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定居宅介護事業所等が提供する指定居宅介護（指定障害福祉サービス等基準条例第六条第一項に規定する指定居宅介護をいう。）又は重度訪問介護（以下この号において「指定居宅介護等」という。）の利用者の

数を指定居宅介護等の利用者及び共生型訪問介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。

二 共生型訪問介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第四十一条の三 第四条、第五条(第一項を除く。)及び第六条並びに前節の規定は、共生型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第五条第二項中「利用者」とあるのは「利用者(訪問介護に係る共生型居宅サービス(以下この項において「共生型訪問介護」という。))の利用者及び指定居宅介護又は重度訪問介護(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下この項において「障害者総合支援法」という。))第五条第三項に規定する重度訪問介護をいう。以下この項において同じ。))に係る指定障害福祉サービス(障害者総合支援法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスをいう。以下この項において同じ。))の利用者をいい、「と」、「指定訪問介護又は」とあるのは「共生型訪問介護及び指定居宅介護若しくは重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス又は」と読み替えるものとする。

第六節 略

(準用)

第五十八条 第八条から第十九条まで、第二十一条、第二十六条、

第五節 略

(準用)

第五十八条 第八条から第十九条まで、第二十一条、第二十六条及

~~第三十一条から第三十五条まで及び第三十六条から第四十条まで~~の規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第八条第一項中「第二十九条」とあるのは「第五十六条」と、第三十二条第二項中「設備」とあるのは「指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備」と、第三十三条中「第二十九条」とあるのは「第五十六条」と読み替えるものとする。

(準用)

第六十二条 第八条から第十四条まで、第十六条から第十九条まで、~~第二十一条、第二十六条、第三十一条から第三十五条まで、第三十六条、第三十七条~~(第五項及び第六項を除く。)、第三十八条から第四十条まで及び第四十七条並びに前節(第五十一条第一項及び第五十八条を除く。)の規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第八条第一項中「第二十九条」とあるのは「第六十二条において準用する第五十六条」と、第十九条第一項中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、第三十二条第二項中「設備」とあるのは「基準該当訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備」と、第三十三条中「第二十九条」とあるのは「第六十二条において準用する第五十六条」と、第五十一条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」

~~第三十一条~~から第四十条まで
の規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第八条第一項中「第二十九条」とあるのは「第五十六条」と、第三十二条第二項中「設備」とあるのは「指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備」と、第三十三条中「第二十九条」とあるのは「第五十六条」と読み替えるものとする。

(準用)

第六十二条 第八条から第十四条まで、第十六条から第十九条まで、~~第二十一条、第二十六条、第三十一条から第三十六条まで~~、第三十七条(第五項及び第六項を除く。)、第三十八条から第四十条まで及び第四十七条並びに前節(第五十一条第一項及び第五十八条を除く。)の規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第八条第一項中「第二十九条」とあるのは「第六十二条において準用する第五十六条」と、第十九条第一項中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、第三十二条第二項中「設備」とあるのは「基準該当訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備」と、第三十三条中「第二十九条」とあるのは「第六十二条において準用する第五十六条」と、第五十一条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」

と、第五十七条第二項中「次条」とあるのは「第六十二条」と読み替えるものとする。

(看護師等の員数等)

第六十四条 略

2～4 略

5 指定訪問看護事業者が指定複合型サービス事業者（指定地域密着型サービス基準第七十一条第十四項に規定する指定複合型サービス事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第七十条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合に、法第七十八条の四第一項の市町村の条例で定める基準のうち指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）が当該指定に係る事業所に置くべき看護職員の員数の基準を満たすとき（前項の規定により第一項第一号イ及び同項第二号に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は、当該指定訪問看護事業者は、第一項第一号イ及び同項第二号に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(居宅介護支援事業者等との連携)

第六十八条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者等

との密接な連携に努めなければならない。

2 略

と、第五十七条第二項中「次条」とあるのは「第六十二条」と読み替えるものとする。

(看護師等の員数等)

第六十四条 略

2～4 略

5 指定訪問看護事業者が指定複合型サービス事業者（指定地域密着型サービス基準第七十一条第十項に規定する指定複合型サービス事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第七十条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合に、法第七十八条の四第一項の市町村の条例で定める基準のうち指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）が当該指定に係る事業所に置くべき看護職員の員数の基準を満たすとき（前項の規定により第一項第一号イ及び同項第二号に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は、当該指定訪問看護事業者は、第一項第一号イ及び同項第二号に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(居宅介護支援事業者等との連携)

第六十八条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サ

ビスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 略

(準用)

第七十八条 第八条、第九条、第十一条から第十三条まで、第十五条から第十九条まで、第二十一条、第二十六条、第三十一条から第三十五条まで、第三十六条から第四十条まで及び第五十五条の規定は、指定訪問看護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「看護師等」と、第八条第一項中「第二十九条」とあるのは「第七十六条」と、第十三条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第三十三条中「第二十九条」とあるのは「第七十六条」と読み替えるものとする。

第八十条 指定訪問リハビリテーションの事業を行う者（以下「指定訪問リハビリテーション事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定訪問リハビリテーション事業所」という。）ごとに置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする

- 一 医師 指定訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な一以上の数
- 二 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 一以上
- 2| 前項第一号の医師は、常勤でなければならない。
- 3| 指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者（予防サービス条例第七十九条第一項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーション

(準用)

第七十八条 第八条、第九条、第十一条から第十三条まで、第十五条から第十九条まで、第二十一条、第二十六条、第三十一条から第四十条まで及び第五十五条の規定は、指定訪問看護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「看護師等」と、第八条第一項中「第二十九条」とあるのは「第七十六条」と、第十三条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第三十三条中「第二十九条」とあるのは「第七十六条」と読み替えるものとする。

第八十条 指定訪問リハビリテーションの事業を行う者（以下「指定訪問リハビリテーション事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定訪問リハビリテーション事業所」という。）ごとに、指定訪問リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この章において「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」という。）を置かなければならない。

- 2| 指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者（予防サービス条例第七十九条第一項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーション

の事業と指定介護予防訪問リハビリテーション（予防サービス条例第七十八条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、予防サービス条例第七十九条第一項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第一項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第八十一条 指定訪問リハビリテーション事業所は、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院であつて、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けているとともに、指定訪問リハビリテーションの提供に必要な設備、備品等を備えているものでなければならない。

2 略

第八十九条 指定居宅サービスに該当する居宅療養管理指導（以下「指定居宅療養管理指導」という。）の事業は、要介護状態となつた場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師

、 歯科衛生士（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。以下この章において同じ。）又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、その者の療養生活の質の向上を図るものでなければな

の事業と指定介護予防訪問リハビリテーション（予防サービス条例第七十八条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、予防サービス条例第七十九条第一項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第八十一条 指定訪問リハビリテーション事業所は、病院、診療所、又は介護老人保健施設であつて、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けているとともに、指定訪問リハビリテーションの提供に必要な設備、備品等を備えているものでなければならない。

2 略

第八十九条 指定居宅サービスに該当する居宅療養管理指導（以下「指定居宅療養管理指導」という。）の事業は、要介護状態となつた場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員（歯科衛生士が行う居宅

療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。）、歯科衛生士（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。以下この章において同じ。）又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、その者の療養生活の質の向上を図るものでなければな

らない。

第九十条 指定居宅療養管理指導の事業を行う者（以下「指定居宅療養管理指導事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定居宅療養管理指導事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この章において「居宅療養管理指導従業者」という。）の人員に関する基準は、次の各号に掲げる指定居宅療養管理指導事業所の種類の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 病院又は診療所である指定居宅療養管理指導事業所 次のとおりとする。

イ 略

ロ 薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士の員数は、その提供する指定居宅療養管理指導の内容に応じた適当な数とすること。

二 略

2 略

第九十一条 指定居宅療養管理指導事業所は、病院、診療所又は薬局であつて、指定居宅療養管理指導の事業の運営に必要な広さを有しているほか、指定居宅療養管理指導の提供に必要な設備、備品等を備えているものでなければならない。

らない。

第九十条 指定居宅療養管理指導の事業を行う者（以下「指定居宅療養管理指導事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定居宅療養管理指導事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この章において「居宅療養管理指導従業者」という。）の人員に関する基準は、次の各号に掲げる指定居宅療養管理指導事業所の種類の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 病院又は診療所である指定居宅療養管理指導事業所 次のとおりとする。

イ 略

ロ 薬剤師、看護職員、歯科衛生士又は管理栄養士の員数は、その提供する指定居宅療養管理指導の内容に応じた適当な数とすること。

二 略

三 指定訪問看護ステーション等（指定訪問看護ステーション及び指定介護予防訪問看護ステーション（予防サービス条例第六十四条第一項にいう指定介護予防訪問看護ステーションをいう。）をいう。以下この章において同じ。）である指定居宅療養管理指導事業所 看護職員を置くこと。

2 略

第九十一条 指定居宅療養管理指導事業所は、病院、診療所、薬局又は指定訪問看護ステーション等であつて、指定居宅療養管理指導の事業の運営に必要な広さを有しているほか、指定居宅療養管理指導の提供に必要な設備、備品等を備えているものでなければならない。

2 略

(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第九十四条 医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- 一 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づいて、居宅介護支援事業者に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者又はその家族に対し、居宅サービスの利用に関する留意事項、介護方法等についての指導及び助言を行う。

二く七 略

2 略

(運営規程)

2 略

(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第九十四条 医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- 一 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づいて、居宅介護支援事業者等に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者又はその家族に対し、居宅サービスの利用に関する留意事項、介護方法等についての指導及び助言を行う。

二く七 略

2 略

3 看護職員の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- 一 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、居宅介護支援事業者等に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者に対する療養上の相談及び支援を行うこと。
- 二 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は助言を行うこと。
- 三 それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに記録を作成するとともに、主治の医師又は当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に報告すること。

(運営規程)

第九十五条 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

一～四 略

五 通常の事業の実施地域

六 略

第七章 略

第一節～第三節 略

第四節 略

(準用)

第一百二十二条 第八条から第十七条まで、第十九条、第二十一条、第二十六条、第二十七条、第三十三条から第三十五条まで、第三十六から第三十八条まで、第四十条及び第五十五条の規定は、指定通所介護の事業について準用する。この場合において、第八条第一項中「第二十九条」とあるのは「第百六条」と、同項及び第二十七条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第三十三条中「第二十九条」とあるのは「第百六条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第五節 共生型居宅サービスに関する基準

(共生型通所介護の基準)

第九十五条 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

一～四 略

五 略

第七章 略

第一節～第三節 略

第四節 略

(準用)

第一百二十二条 第八条から第十七条まで、第十九条、第二十一条、第二十六条、第二十七条、第三十三条から第三十八
第三十八条まで、第四十条及び第五十五条の規定は、指定通所介護の事業について準用する。この場合において、第八条第一項中「第二十九条」とあるのは「第百六条」と、同項及び第二十七条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第三十三条中「第二十九条」とあるのは「第百六条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第五節 削除

第一百二十三条から第三十条まで 削除

第百十三条 通所介護に係る共生型居宅サービス（以下この条及び次条において「共生型通所介護」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（指定障害福祉サービス等基準条例第八十一条第一項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準条例第百四十四条第一項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準条例第百五十四条第一項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定児童発達支援事業者（山梨県指定通所支援の事業等に関する基準等を定める条例（平成二十四年山梨県条例第六十六号。以下この条において「指定通所支援基準条例」という。）第七条第一項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第二項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準条例第六条に規定する指定児童発達支援をいう。第一号において同じ。）を提供する事業者を除く。）及び指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準条例第七十四条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準条例第七十三条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。第一号において同じ。）を提供する事業者を除く。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- 一 指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス等基準条例第八十一条第一項に規定する指定生活介護事業所をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準条

例第四百四十四條第一項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。）、「指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準条例第一百五十四條第一項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、「指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準条例第七條第一項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準条例第七十四條第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下この号において「指定生活介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護（指定障害福祉サービス等基準条例第八十條に規定する指定生活介護をいう。）、「指定自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス等基準条例第四百四十三條に規定する指定自立訓練（機能訓練）をいう。）、「指定自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス等基準条例第一百五十三條に規定する指定自立訓練（生活訓練）をいう。）、「指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス（以下この号において「指定生活介護等」という。）の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

二 共生型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第百十四條 第八條から第十七條まで、第十九條、第二十一條、第二十六條、第二十七條、第三十三條から第三十五條まで、第三十

六条から第三十八条まで、第四十条、第五十五条、第九十八条、第一百条及び第一百一条第四項並びに前節（第一百十二条を除く。）の規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第八条第一項中「第二十九条の事業の運営についての重要事項に関する規程」とあるのは「運営規程（第一百六条の事業の運営についての重要事項に関する規程をいう。第三十三条において同じ。）」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護に係る共生型居宅サービス（第一百一条第四項において「共生型通所介護」という。）の提供に当たる従業者（以下「共生型通所介護従業者」という。）」と、第二十七条中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第三十三条中「運営規程（第二十九条の事業の運営についての重要事項に関する規程をいう。）」とあるのは「運営規程」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第一百一条第四項中「前項ただし書の場合（指定通所介護事業者が第一項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型通所介護事業者が共生型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第一百四条第二号、第一百五条第五項及び第一百七条第三項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第一百一一条第二項第二号中「次条において準用する第十九条第二項」とあるのは「第十九条第二項」と、同項第三号中「次条において準用する第二十六条」とあるのは「第二十六条」と、同項第四号中「次条において準用する第三十七条第二項」とあるのは「第三十七条第二項」と読み替えるものとする。

第一百五十五条から第三十条まで 削除

第六節 略

(準用)

第百三十四条 第八条から第十四条まで、第十六条、第十七条、第十九条、第二十一条、第二十六条、第二十七条、第三十三条から第三十五条まで、第三十六条、第三十七条（第五項及び第六項を除く。）、第三十八条、第四十条、第五十五条及び第九十八条並びに第四節（第百二条第一項及び第百十二条を除く。）の規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、第八条第一項中「第二十九条」とあるのは「第百六条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第十九条第一項中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、第二十七条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第三十三条中「第二十九条」とあるのは「第百六条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第百二条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第百十一条第二項中「次条」とあるのは「第百三十四条」と読み替えるものとする。

第百三十七条 指定通所リハビリテーション事業所には、指定通所リハビリテーションを行うのにふさわしい専用の部屋等であつて、三平方メートルに利用定員（当該指定通所リハビリテーション

第六節 略

(準用)

第百三十四条 第八条から第十四条まで、第十六条、第十七条、第十九条、第二十一条、第二十六条、第二十七条、第三十三条から第三十六条まで、第三十七条（第五項及び第六項を除く。）、第三十八条、第四十条、第五十五条及び第九十八条並びに第四節（第百二条第一項及び第百十二条を除く。）の規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、第八条第一項中「第二十九条」とあるのは「第百六条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第十九条第一項中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、第二十七条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第三十三条中「第二十九条」とあるのは「第百六条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第百二条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第百十一条第二項中「次条」とあるのは「第百三十四条」と読み替えるものとする。

第百三十七条 指定通所リハビリテーション事業所には、指定通所リハビリテーションを行うのにふさわしい専用の部屋等であつて、三平方メートルに利用定員（当該指定通所リハビリテーション

事業所において同時に指定通所リハビリテーションの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節及び次節において同じ。) を乗じた面積以上のものを設けなければならない。ただし、当該指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設又は介護医療院である場合にあつては、当該専用の部屋等の面積に利用者のために確保されている食堂(リハビリテーションに供用されるものに限る。) の面積を加えるものとする。

2・3 略

(管理者等の責務)

第四百四十一条 指定通所リハビリテーション事業所の管理者は、医師、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる看護師のうちから選任した者に、必要な管理の代行をさせることができる。

2 略

第九章 略

第一節 略

第二節 略

(従業者の員数等)

第四百四十七条 略

2・3 略

4 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム(老人福祉法第二十条の四に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。)、病院、診療

事業所において同時に指定通所リハビリテーションの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節及び次節において同じ。) を乗じた面積以上のものを設けなければならない。ただし、当該指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設である場合にあつては、当該専用の部屋等の面積に利用者のために確保されている食堂(リハビリテーションに供用されるものに限る。) の面積を加えるものとする。

2・3 略

(管理者等の責務)

第四百四十一条 指定通所リハビリテーション事業所の管理者は、医師、理学療法士、作業療法士又は専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる看護師のうちから選任した者に、必要な管理の代行をさせることができる。

2 略

第九章 略

第一節 略

第二節 略

(従業者の員数等)

第四百四十七条 略

2・3 略

4 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム(老人福祉法第二十条の四に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。)、病院、診療

所、介護老人保健施設、介護医療院又は特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設（以下「特別養護老人ホーム等」という。）に併設される指定短期入所生活介護事業所であつて、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの（以下「併設事業所」という。）については、老人福祉法、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）又は法に規定する特別養護老人ホーム等として必要とされる数の従業者に加えて、第一項各号に掲げる員数の短期入所生活介護従業者を確保するものとする。

5 〽 7 略

第三節 略

第四節 略

（指定短期入所生活介護の開始及び終了）

第二百五十二条 略

2 指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援事業者等との密接な連携により、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるように必要な援助に努めなければならない。

（指定短期入所生活介護の取扱方針）

第二百五十四条 略

2 指定短期入所生活介護は、相当期間以上にわたり継続して入所

所、介護老人保健施設、介護医療院又は特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設（以下「特別養護老人ホーム等」という。）に併設される指定短期入所生活介護事業所であつて、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの（以下「併設事業所」という。）については、老人福祉法、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）又は法に規定する特別養護老人ホーム等として必要とされる数の従業者に加えて、第一項各号に掲げる員数の短期入所生活介護従業者を確保するものとする。

5 〽 7 略

第三節 略

第四節 略

（指定短期入所生活介護の開始及び終了）

第二百五十二条 略

2 指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるように必要な援助に努めなければならない。

（指定短期入所生活介護の取扱方針）

第二百五十四条 略

2 指定短期入所生活介護は、相当期間以上にわたり継続して入所

する利用者については、次条第一項に規定する短期入所生活介護計画に基づき、漫然としたもの又は画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。

3 6 略

(定員の遵守)

第六十四条 略

2 利用者の状況又は利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所

の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者に対し、居宅サービス計画において位置付けられていない指定短期入所生活介護を提供する場合であつて、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあつては、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定短期入所生活介護を行うことができるものとする。

(準用)

第六十七条 第九条から第十三条まで、第十五条、第十六条、第十九条、第二十一条、第二十六条、第三十三条から第三十五条、第三十六条から第四十条まで、第五十五条、第七十条、第九十条及び第一百条の規定は、指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十三条中「第二十九条」とあるのは「第六十三条」と、同条中「訪問介護員等」とあり、及び第七十条第三項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

する利用者については、次条第一項に規定する短期入所生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。

3 6 略

(定員の遵守)

第六十四条 略

2 利用者の状況又は利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援基準条例第四条第一項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。）

の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者に対し、居宅サービス計画において位置付けられていない指定短期入所生活介護を提供する場合であつて、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあつては、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定短期入所生活介護を行うことができるものとする。

(準用)

第六十七条 第九条から第十三条まで、第十五条、第十六条、第十九条、第二十一条、第二十六条、第三十三条から第四十条まで、第五十五条、第七十条、第九十条及び第一百条の規定は、指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十三条中「第二十九条」とあるのは「第六十三条」と、同条中「訪問介護員等」とあり、及び第七十条第三項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

第五節 略

第六節 共生型居宅サービスに関する基準

(共生型短期入所生活介護の基準)

第一百八十条の二 短期入所生活介護に係る共生型居宅サービス（以下この条及び次条において「共生型短期入所生活介護」という。）

の事業を行う指定短期入所事業者（指定障害福祉サービス等基準条例第四百四条第一項に規定する指定短期入所事業者をいい、指定障害者支援施設（障害者総合支援法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下この条において同じ。）が指定短期入所（指定障害福祉サービス等基準条例第百条に規定する指定短期入所をいう。以下この条において同じ。）の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所（以下この条において「指定短期入所事業所」という。）において指定短期入所を提供する事業者に限る。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- 一 指定短期入所事業所の居室の面積を、指定短期入所の利用者の数と共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が九・九平方メートル以上であること。
- 二 指定短期入所事業所の従業者の員数が、当該指定短期入所事業所が提供する指定短期入所の利用者の数を指定短期入所の利用者及び共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所事業所として必要とされる数以上であること。

第五節 略

三 共生型短期入所生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第一百八十条の三 第九条から第十三条まで、第十五条、第十六条、第十九条、第二十一条、第二十六条、第三十三条から第三十五条まで、第三十六条から第四十条まで、第五十五条、第一百七条、第一百九条、第一百十条、第四百四十六条及び第四百四十八条並びに第四節(第四百六十七条を除く。)の規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十三条中「運営規程(第二十九条の事業の運営についての重要事項に関する規程をいう。)」とあるのは「運営規程(第四百六十三条の事業の運営についての重要事項に関する規程をいう。第五十一条第一項において同じ。)」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者(第一百七条第三項、第五十五条第一項及び第六十二条において「共生型短期入所生活介護従業者」という。)」と、第一百七条第三項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第五十一条第一項中「第四百六十三条の事業の運営についての重要事項に関する規程」とあるのは「運営規程」と、同項、第五十四条第三項、第五十五条第一項及び第六十二条中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第六十六条第二項第二号中「次条において準用する第十九条第二項」とあるのは「第十九条第二項」と、同項第四号中「次条において準用する第二十六条」とあるのは「第二十六条」と、同項第五号中「次条において準用する第三十七条第二項」とあるのは「第三

十七條第二項」と、同項第六号中「次条において準用する第三十九條第二項」とあるのは「第三十九條第二項」と読み替えるものとする。

第七節 略

(準用)

第百八十七條 第九條から第十三條まで、第十六條、第十九條、第二十一條、第二十六條、第三十三條から第三十五條まで、第三十六條、第三十七條（第五項及び第六項を除く。）、第三十八條から第四十條まで、第五十五條、第百七條、第百九條、第百十條及び第百四十六條並びに第四節（第百五十三條第一項及び第百六十七條を除く。）の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第十九條第一項中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一條第六項の規定により利用者に代わつて支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十一條中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、第三十三條中「第二十九條」とあるのは「第百八十七條において準用する第百六十三條」と、同条中「訪問介護員等」とあり、及び第百七條第三項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第百五十三條第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第百五十九條中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と、第百六十四條第二項中「静養室」とあるのは「静養室等」と、第百六十六條第二項第二号中「次条において準用する第十九條

第六節 略

(準用)

第百八十七條 第九條から第十三條まで、第十六條、第十九條、第二十一條、第二十六條、第三十三條から第三十六條まで、第三十七條（第五項及び第六項を除く。）、第三十八條から第四十條まで、第五十五條、第百七條、第百九條、第百十條及び第百四十六條並びに第四節（第百五十三條第一項及び第百六十七條を除く。）の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第十九條第一項中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一條第六項の規定により利用者に代わつて支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十一條中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、第三十三條中「第二十九條」とあるのは「第百八十七條において準用する第百六十三條」と、同条中「訪問介護員等」とあり、及び第百七條第三項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第百五十三條第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第百五十九條中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と、第百六十四條第二項中「静養室」とあるのは「静養室等」と、第百六十六條第二項中「次条」とあるのは「第百八十七條

第二項」とあるのは「第十九条第二項」と、同項第四号中「次条において準用する第二十六条」とあるのは「第二十六条」と、同項第五号中「次条において準用する第三十七条第二項」とあるのは「第三十七条第二項」と、同項第六号中「次条において準用する第三十九条第二項」とあるのは「第三十九条第二項」と読み替えるものとする。

第百八十九条 指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所療養介護事業所」という。）ごとに置くべき指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「短期入所療養介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする

一～四 略

五 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

2 略

第百九十条 指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

一～三 略

四 診療所（療養病床を有するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所にあつては、次に掲げる要件に適合すること。

「と読み替えるものとする。」

第百八十九条 指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所療養介護事業所」という。）ごとに置くべき指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「短期入所療養介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする

一～四 略

五 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

2 略

第百九十条 指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

一～三 略

四 診療所（療養病床を有するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所にあつては、次に掲げる要件に適合すること。

イ 略
ロ 浴室
ハ 略

を有すること。

五 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、
法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユ
ニット型介護医療院（山梨県介護医療院に関する基準を定める
条例（平成三十年山梨県条例第 号）第四十四条に規定す
るユニット型介護医療院をいう。第二百六条第一項第五号及び
第二百十四条第三号において同じ。）に関するものを除く。）
を有すること。

2・3 略

（対象者）

第九十一条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状
況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出
張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担
の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下
における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要があ
る者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、
病院の療養病床に係る病室、診療所の指定短期入所療養介護を提
供する病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等
の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関す
る政令（平成二十三年政令第三百七十五号）第一条の規定による
改正前の介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条
第二項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。
）において指定短期入所療養介護を提供するものとする。

イ 略
ロ 食堂及び浴室
ハ 略

を有すること。

2・3 略

（対象者）

第九十一条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状
況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出
張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担
の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下
における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要があ
る者を対象に、介護老人保健施設 の療養室、
病院の療養病床に係る病室、診療所の指定短期入所療養介護を提
供する病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等
の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関す
る政令（平成二十三年政令第三百七十五号）第一条の規定による
改正前の介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条
第二項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。
）において指定短期入所療養介護を提供するものとする。

(指定短期入所療養介護の取扱方針)

第九十三條 略

2 指定短期入所療養介護は、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、次条第一項に規定する短期入所療養介護計画に基づき、漫然としたもの又は画一的なものとならないよう配慮して行わなければならない。

3 6 略

(定員の遵守)

第二百一条 指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

1 3 略

四 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

第二百六条 ユニット型指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業所」という。）の設備に関する基準は、次のとおりとする。

1 4 略

五 介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有すること。

(指定短期入所療養介護の取扱方針)

第九十三條 略

2 指定短期入所療養介護は、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、次条第一項に規定する短期入所療養介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行わなければならない。

3 6 略

(定員の遵守)

第二百一条 指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

1 3 略

第二百六条 ユニット型指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業所」という。）の設備に関する基準は、次のとおりとする。

1 4 略

2 略

(定員の遵守)

第二百十四条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者（当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所におけるユニット型指定短期入所療養介護又はユニット型指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。）数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行つてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

一・二 略

三 ユニット型介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

(従業者の員数等)

第二百十七条 略

2 ～ 7 略

8 第二項第二号の看護職員及び介護職員は、主として指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員及び介護職員のうちそれぞれ

一人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、指定介

2 略

(定員の遵守)

第二百十四条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者（当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所におけるユニット型指定短期入所療養介護又はユニット型指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。）数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行つてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

一・二 略

三

(従業者の員数等)

第二百十七条 略

2 ～ 7 略

8 第二項第二号の看護職員及び介護職員は、主として指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員のうち一人以上、及び介護職員のうち

一人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、指定介

護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合は、介護職員及び看護職員のうちいずれか一人が常勤であれば足りるものとする。

(指定特定施設入居者生活介護の取扱方針)

第二百二十五条 略

2 指定特定施設入居者生活介護は、特定施設サービス計画に基づき、漫然としたもの又は画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。

3 ～ 5 略

6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

7 略

(準用)

第二百三十六条 第十一条、第十二条、第二十一条、第二十六条、第三十三条から第三十五条まで、第三十六条から第四十条まで、第五十四条、第五十五条、第九十九条、第一百条及び第一百五十八条の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十三条中「第二十九条」とあるのは「第二百三十一条」と、同条中「訪問介護員等」とあり、及び第五

護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合は、介護職員及び看護職員のうちいずれか一人が常勤であれば足りるものとする。

(指定特定施設入居者生活介護の取扱方針)

第二百二十五条 略

2 指定特定施設入居者生活介護は、特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。

3 ～ 5 略

6 略

6 略

(準用)

第二百三十六条 第十一条、第十二条、第二十一条、第二十六条、第三十三条から第三十七条まで、第三十九条、第四十条、第五十四条、第五十五条、第九十九条、第一百条及び第一百五十八条の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十三条中「第二十九条」とあるのは「第二百三十一条」と、同条中「訪問介護員等」とあり、及び第五

十四条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替えるものとする。

(この節の趣旨)

第二百三十七条 前各節の規定にかかわらず、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（指定特定施設入居者生活介護であつて、当該指定特定施設の従業者により行われる特定施設サービス計画の作成、利用者の安否の確認、利用者の生活相談等（以下「基本サービス」という。）及び当該指定特定施設の事業者が委託する指定居宅サービス事業者（以下「受託居宅サービス事業者」という。）により、当該特定施設サービス計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話（以下「受託居宅サービス」という。）をいう。以下同じ。）の事業を行うものの基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(準用)

第二百四十七条 第十一条、第十二条、第二十一条、第二十六条、第三十三条から第三十五条まで、第三十六条から第四十条まで、第五十四条、第五十五条、第九十九条、第一百条、第二百二十一条、第二百二十二条から第二百二十六条まで、第二百二十九条、第二百三十条及び第二百三十二条から第二百三十四条までの規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十三条中「第二十九条」とあるのは「第二百四十四条」と、「訪問介護員等」とあるのは「外部サービス利用型特定施設従業者」と、第三十四条第一項及び

十四条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替えるものとする。

(この節の趣旨)

第二百三十七条 前各節の規定にかかわらず、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（指定特定施設入居者生活介護であつて、当該指定特定施設の従業者により行われる特定施設サービス計画の作成、利用者の安否の確認、利用者の生活相談等（以下「基本サービス」という。）及び当該指定特定施設の事業者が委託する指定居宅サービス事業者（以下「受託居宅サービス事業者」という。）により、当該特定施設サービス計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話（以下「受託居宅サービス」という。）をいう。以下同じ。）の事業を行うものの基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(準用)

第二百四十七条 第十一条、第十二条、第二十一条、第二十六条、第三十三条から第三十七条まで、第三十九条、第四十条、第五十四条、第五十五条、第九十九条、第一百条、第二百二十一条、第二百二十二条から第二百二十六条まで、第二百二十九条、第二百三十条及び第二百三十二条から第二百三十四条までの規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十三条中「第二十九条」とあるのは「第二百四十四条」と、「訪問介護員等」とあるのは「外部サービス利用型特定施設従業者」と、第三十四条第一項及び

第二項中「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定特定施設及び受託居宅サービス事業所」と、第五十四条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第二百二十三条第二項中「指定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第二百二十六条第一項中「第二百七条第一項第一号又は第二項第四号」とあるのは「第二百三十九条第一項第三号又は第二項第四号」と、同条第三項及び第六項中「他の特定施設従業者」とあるのは「他の外部サービス利用型特定施設従業者及び受託居宅サービス事業者」と、第二百三十二条中「指定特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。

(指定福祉用具貸与の具体的取扱方針)

第二百五十四条 福祉用具専門相談員の行う指定福祉用具貸与の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- 1 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、次条第一項に規定する福祉用具貸与計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料、全国平均貸与価格等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る利用者の同意を得るものとする。

二、五 略

六 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供するものとする。

(福祉用具貸与計画の作成)

第二項中「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定特定施設及び受託居宅サービス事業所」と、第五十四条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第二百二十三条第二項中「指定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第二百二十六条第一項中「第二百七条第一項第一号又は第二項第四号」とあるのは「第二百三十九条第一項第三号又は第二項第四号」と、同条第三項及び第六項中「他の特定施設従業者」とあるのは「他の外部サービス利用型特定施設従業者及び受託居宅サービス事業者」と、第二百三十二条中「指定特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。

(指定福祉用具貸与の具体的取扱方針)

第二百五十四条 福祉用具専門相談員の行う指定福祉用具貸与の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- 1 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、次条第一項に規定する福祉用具貸与計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る利用者の同意を得るものとする。

二、五 略

(福祉用具貸与計画の作成)

第二百五十五条 略

2・3 略

4 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画を作成した際には、当該福祉用具貸与計画を記載した書面を利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員に交付しなければならない。

5・6 略

(準用)

第二百六十二条 第八条から第十九条まで、第二十一条、第二十六条、第三十四条、第三十五条、第三十六条から第四十条まで、第五十五条並びに第一百七条第一項及び第二項の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第八条第一項中「第二十九条」とあるのは「第二百五十六条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第十条中「以下同じ。」等」とあるのは「以下同じ。）、取り扱う福祉用具の種目等」と、第十四条第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第十八条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回の訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第十九条第一項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第二十一条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第一百七条第二項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と読み替えるものとする。

(準用)

第二百六十四条 第八条から第十四条まで、第十六条から第十九条まで、第二十一条、第二十六条、第三十四条、第三十五条、第三十六条、第三十七条（第五項及び第六項を除く。）、第三十八条

第二百五十五条 略

2・3 略

4 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画を作成した際には、当該福祉用具貸与計画を記載した書面を利用者に交付しなければならない。

5・6 略

(準用)

第二百六十二条 第八条から第十九条まで、第二十一条、第二十六条、第三十四条から第四十条まで、第五十五条並びに第一百七条第一項及び第二項の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第八条第一項中「第二十九条」とあるのは「第二百五十六条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第十条中「以下同じ。」等」とあるのは「以下同じ。）、取り扱う福祉用具の種目等」と、第十四条第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第十八条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回の訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第十九条第一項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第二十一条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第一百七条第二項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と読み替えるものとする。

(準用)

第二百六十四条 第八条から第十四条まで、第十六条から第十九条まで、第二十一条、第二十六条、第三十四条から第三十六条まで、第三十七条（第五項及び第六項を除く。）、第三十八条

から第四十条まで、第五十五条、第一百七条第一項及び第二項、第二百四十八条、第二百五十条並びに第二百五十一条並びに前節（第二百五十二条第一項及び第二百六十二条を除く。）の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において、第八条第一項中「第二十九条」とあるのは「第二百六十四条において準用する第二百五十六条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第十条中「以下同じ。）等」とあるのは「以下同じ。）、取り扱う福祉用具の種目等」と、第十四条第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第十八条第一項中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回の訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第十九条第一項中「提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、第一百七条第二項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第二百五十二条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第二百六十一条第二項中「次条」とあるのは「第二百六十四条」と読み替えるものとする。

（準用）

第二百七十五条 第八条から第十四条まで、第十六条から第十八条まで、第二十六条、第三十二条、第三十四条、第三十五条、第三十六条から第四十条まで、第五十五条、第一百七条第一項及び第二項、第二百五十三條、第二百五十六條から第二百五十八條まで並

から第四十条まで、第五十五条、第一百七条第一項及び第二項、第二百四十八条、第二百五十条並びに第二百五十一条並びに前節（第二百五十二条第一項及び第二百六十二条を除く。）の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において、第八条第一項中「第二十九条」とあるのは「第二百六十四条において準用する第二百五十六条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第十条中「以下同じ。）等」とあるのは「以下同じ。）、取り扱う福祉用具の種目等」と、第十四条第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第十八条第一項中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回の訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第十九条第一項中「提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、第一百七条第二項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第二百五十二条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第二百六十一条第二項中「次条」とあるのは「第二百六十四条」と読み替えるものとする。

（準用）

第二百七十五条 第八条から第十四条まで、第十六条から第十八条まで、第二十六条、第三十二条、第三十四条
から第四十条まで、第五十五条、第一百七条第一項及び第二項、第二百五十三條、第二百五十六條から第二百五十八條まで並

びに第二百六十条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第八条第一項中「第二十九条」とあるのは「第二百七十五条において準用する第二百五十六条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第十条中「(以下同じ。)

等」とあるのは「(以下同じ。)

」、取り扱う特定福祉用具の種目等」と、第十四条第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第十八条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回の訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第一百七条第二項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第三十二条第一項中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第二百五十三條第二項中「福祉用具を貸与」とあるのは「特定福祉用具を販売」と、第二百五十六條第四号中「利用料」とあるのは「販売費用」と、第二百五十七條、第二百五十八條及び第二百六十條第二項中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と、同項中「利用料」とあるのは「販売費用」と読み替えるものとする。

附 則

第十二条 第二百十七條の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換(当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム(老人福祉法第二十條の六に規定する軽費老人ホームをいう。))その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次条及び附則第十四条において同じ。)を行つて指定特定施設入居者生活介護(外部サービ

びに第二百六十条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第八条第一項中「第二十九条」とあるのは「第二百七十五条において準用する第二百五十六条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第十条中「(以下同じ。)

等」とあるのは「(以下同じ。)

」、取り扱う特定福祉用具の種目等」と、第十四条第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第十八条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回の訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第一百七条第二項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と

、第二百五十三條第二項中「福祉用具を貸与」とあるのは「特定福祉用具を販売」と、第二百五十六條第四号中「利用料」とあるのは「販売費用」と、第二百五十七條、第二百五十八條及び第二百六十條第二項中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と、同項中「利用料」とあるのは「販売費用」と読み替えるものとする。

附 則

ス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。)の事業を行う医療機関併設型指定特定施設(介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定特定施設をいう。以下この条、次条及び附則第十四条において同じ。)の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

- 一 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。
- 二 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当な数とすること。

第十三条 第二百三十九条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行って外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当な数とする。

第十四条 第二百十九条及び第二百四十一条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行って指定特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定特定施設においては、併設さ

れる介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定特定施設に浴室、便所及び食堂を置かないことができる。
